行政改革大綱改定の位置付け

資料６

《財政改革プラン》
◎　平成16年度～20年度の財源不足額　２，０３２億円を解消しつつ、環境の変化に機動的・弾力的に対応できる持続可能な財政構造への転換を目指す。
（数値目標）　①　平成20年度末において、380億円の基金残高を確保すること。
②　平成20年度において収支均衡（基金取崩しによらない財政運営）を実現すること。

⇩

財政改革プランの実施初年度である平成16年度当初予算の目標

当初見込まれた財源不足額３１７億円を１０４億円に圧縮

国の三位一体の改革による交付税総額の急激かつ大幅な削減

新たな財源不足額２２６億円

⇩

圧縮後の財源不足額が３３０億円に拡大

新たな財源不足額２２６億円への対応

地域再生事業債（県債の増額）	60億円
前年度捻出財源や臨時的な財源の活用	45億円
その他(県税増収、新幹線負担金減額、歳出の減額･抑制)	63億円
基金取崩しの増額	58億円

⇩

結果として、財源不足額１６２億円

⇩

基金取崩額　１６２億円（104億円＋58億円）

⇩

更に、今後、国の三位一体の改革の進展により、一層厳しい地方財政対策が考えられる。
このため、①　財政改革プランで掲げた歳出削減・歳入確保の取組を徹底・加速
②　これに加えて、新たな視点からの更なる取組も必要

⇩　⇩　⇩
⇩　⇩　⇩

第二弾の大改革

財政・人事当局とも密接に連携させながら、県行政の役割分担の抜本的な見直しの下、事務事業の更なる見直し、組織機構の見直しや定数の適正化などに着手し、県民に真に必要なサービスを継続して提供できる安定した県行政運営体制を構築する新たな改革に取り組む。

⇩　⇩　⇩

行政改革大綱の改定

県行政の全般にわたる大胆かつ抜本的な見直しや行政経営手法の改革を推進し、効果的な行政運営の確立を図ることを目的として、行政改革大綱を改定する。